



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年 3 月31日月曜日 第1443号外 5

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程の一部改正..... 1

告 示

○愛媛県告示第 804 号

愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程（昭和40年11月愛媛県告示第1037号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

平成15年 3 月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 1 条中「林業構造改善の」を「林業及び木材産業の構造改革の」に、「愛媛県林業構造改善推進団体協議会」を「愛媛県林業・木材産業構造改革推進団体協議会」に改める。

第 2 条中「及び別表第 2 」を「から別表第 7 まで」に改める。

第 4 条中「別表第 1 」の下に「から別表第 6 まで」を加える。

第 5 条を次のように改める。

（流用の禁止）

第 5 条 別表第 1 から別表第 6 までの経費の欄に掲げる事業費の経費は、それぞれ附帯事務費の経費に流用してはならない。

別表第 2 中「別表第 1 」を「別表第 1 - 別表第 3 」に改め、同表一の表地域林業経営集約化型の部事業区分の欄中「地域林業経営集約化型」を「林業経営構造対策型・地域林業経営集約化型」に改め、同表資源循環利用推進型の部同欄中「資源循環利用推進型」を「木材産業構造改革型」に改め、別表第 2 二の表を次のように改める。

二 林業経営構造対策事業

事業区分	事業種目	工種又は施設区分	呼 称 単 位		備 考
			A	B	
経営確立推進事業	経営確立促進調査事業	地域森林資源調査 資源調査 条件地調査 面積測量 その他	箇所	回 回 ヘクタール	
		施設導入調査 先進地分析調査 先進技術導入調査 マーケティング調査 その他		回 回 回	
林業生産効率化事業	路網整備事業	林道開設	路線	メートル	
		林道改良	路線	箇所	
		林道舗装	路線	メートル	
		作業道開設	路線	メートル	
	効率化施設整備事業	効率化作業基地整備 空輸作業基地造成 作業ポイント造成	箇所 箇所	平方メートル 平方メートル	
	林業生産施設 林業生産施設装置 はく皮施設		式		

		焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 その他 林業生産用機械 フェラーパンチャー スキッダ プロセッサ ハーベスタ フォワーダ 自走式ウィンチ ログローダ トラック 人員輸送車 フォークリフト クレーン タワーヤーダ 機械保管倉庫 その他	棟 箇所 箇所 箇所 棟	基 平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 平方メートル	
		基盤整備用施設 基盤整備用機械 バックホー ダンプトラック 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 平方メートル	
		林業機械広域利用施設 広域利用林業機械 プロセッサ タワーヤーダ フェラーパンチャー スキッダ フォワーダ ハーベスタ 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 台 台 台 台 平方メートル	
経営安定化支援 体制整備事業	特用林産物活用施設 等整備事業	特用林産物生産基盤整備 特用樹林造成 新植 改良 補植 保育 その他 山菜・薬草等造成 発生環境整備 栽培地造成 その他 作業道等整備 作業道開設 作業道改良 モノレール その他 ほだ場等造成 ほだ場造成 給排水施設 その他	路線 路線 基 箇所	ヘクタール ヘクタール ヘクタール ヘクタール ヘクタール ヘクタール 平方メートル メートル 箇所・メートル メートル ヘクタール・平方メートル 式	
		特用林産物生産施設 特用林産物生産施設装置 選別機 浸水槽 人口ほだ場	箇所	台 基 平方メートル	

		特用林産物加工流通用機械 フォークリフト トラック 機械保管倉庫 生鮮物輸送車 その他	棟	台 台 平方メートル 台	
		廃床等活用施設 廃床等活用施設装置 作業用建物 製品保管倉庫 管理用建物 発酵・醸成槽 送風装置 資材保管庫 袋詰機 その他 廃床等活用機械 フォークリフト ホイルローダー 機械保管倉庫 その他	棟 棟 棟 基 棟	平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 基 平方メートル 基 台 台 平方メートル	
		特用林産物獣害対策施設 特用林産物防護施設装置 防護柵 防護用爆音装置 その他		メートル式	
地域産物活用施設整備事業		地域産物加工販売施設 木工芸品・民芸品等加工販売施設装置 帯のこ盤 丸のこ盤 のこ仕上機械 選別機 チッパー チップ吹上装置 集じん装置 乾燥施設 防虫・防腐施設 焼却炉 はく皮施設 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木工のこ盤 かなな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 選別機 包装機 乾燥機 スライサー ボイラー 地域産物加工用機器 給水施設 冷蔵施設 作業用建物	箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 基 式 平方メートル 平方メートル 平方メートル 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 式 式 平方メートル	

	炭化施設 オガ粉製造用施設 有機質肥料生産施設 その他		式 式 式		工種又は施設区分及び呼称単位は、このほかに森林バイオマス加工施設装置に係る工種又は施設区分及び呼称単位による。
	森林バイオマス再利用促進用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 台 台 台 平方メートル		
	木質エネルギー等利用促進施設 木質エネルギー等利用促進施設装置 木質バイオマス発電施設 木質資源利用ボイラー施設 木質燃料製造施設 小規模水力発電施設 その他		式 式 式 式		工種又は施設区分及び呼称単位は、このほかに森林バイオマス加工施設装置に係る工種又は施設区分及び呼称単位による。
	木質エネルギー等利用促進用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン トラック 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 台 台 台 平方メートル		
需要拡大施設整備事業	需要拡大促進施設 需要拡大促進施設装置 需要拡大促進用建物 需要開発用建物 展示販売用建物 製品保管倉庫 その他 木材活用DIY施設装置 木工のこ盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械	棟 棟 棟 棟	平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 台 台 台 台 台 台 台		

		作業用建物 その他 需要拡大促進用機械 フォークリフト トラック 機械保管倉庫 その他	棟 棟	平方メートル 台 台 平方メートル	
林業経営条件整備事業	活動拠点施設整備事業	林業総合センター	棟	平方メートル	
		林業情報処理施設 情報処理機械施設 情報処理センター その他	棟	式 平方メートル	
		移動通信連絡施設		式	
		技術訓練施設 技術訓練用建物 技術訓練用備品 技術訓練用機械器具 チェンソー 目立機 ウインチ その他	棟	平方メートル 式 台 台 台	工種又は施設区分及び呼称単位は、このほかに森林施業効率化事業の効率化施設整備事業の林業生産用機械及び基盤整備用機械に係る工種又は施設区分及び呼称単位による。
生活環境施設整備事業	連絡道整備 連絡道開設 連絡道改良 連絡道舗装		路線 路線 路線	メートル 箇所 メートル	
		山村広場施設 山村広場 駐車場 休憩施設 取付道路 歩道 便所 ごみ焼却施設 給水施設 管理施設 その他	箇所 棟 路線 路線 棟	平方メートル 平方メートル 平方メートル メートル メートル 平方メートル 基 式 平方メートル	
			集落水利施設 簡易給排水施設 防火用水槽 その他		式 基
特認事業					事業種目、工種又は施設区分及び呼称単位は、経営確立推進事業、林業生産効率化事業、経営安定化支援体制

					整備事業、木質資源循環利用効率化事業及び林業経営条件整備事業に係る事業種目、工種又は施設区分及び呼称単位による。
--	--	--	--	--	----------------------------------------------------------

別表第 2 三の表中「担い手育成型林業構造改善事業」を「林業構造改善事業」に改め、別表第 2 三(2)の表及び四の表を削り、別表第 2 五の表中「五 地域林業経営集約化型林業構造改善事業」を「(2) 地域林業経営集約化型林業構造改善事業」に改め、同表地域資源有効活用促進事業の部特用林産物活用施設等整備事業の項呼称単位の欄中「箇所・平方メートル」を「箇所・メートル」に改め、別表第 2 中三の表を五の表とし、二の表の次に次のように加える。

三 木材産業構造改革事業

事業区分	事業種目	工種又は施設区分	呼称単位		備考
			A	B	
経営確立推進事業	経営確立促進調査事業	地域森林資源調査 資源調査 条件地調査 面積測量 その他	箇所	回 回 ヘクタール	
		施設導入調査 先進地分析調査 先進技術導入調査 マーケティング調査 その他		回 回 回	
木質資源循環利用効率化事業	木材加工流通施設整備事業	木材処理加工施設 木材製材施設装置 帯のご盤 丸のご盤 のこ仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 乾燥施設 防虫・防腐施設 焼却炉 はく皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 その他 集成材加工施設装置 木工のご盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械 その他	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 台 式 式 式 式 基 式 平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 台 台 台 台 台 台 台 台 台	工種又は施設区分及び呼称単位は、このほかに

		<p>プレカット加工施設装置</p> <p>柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他</p>	<p>台 台 台 台 台 台</p>	<p>木材製材施設装置に係る工種又は施設区分及び呼称単位による。</p> <p>工種又は施設区分及び呼称単位は、このほかに木材製材施設装置に係る工種又は施設区分及び呼称単位による。</p>
		<p>木材加工施設装置</p> <p>木工のこ盤 かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他</p>	<p>台 台 台 台 台 台 台 台 台 台</p>	<p>工種又は施設区分及び呼称単位は、このほかに木材製材施設装置に係る工種又は施設区分及び呼称単位による。</p>
		<p>木材材質高度化施設装置</p> <p>乾燥施設 防虫・防腐施設 作業用建物 製品管理倉庫 管理棟 その他</p> <p>木材処理加工用機械</p> <p>ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン トラック 機械保管倉庫 その他</p>	<p>棟 棟 棟</p> <p>式 式 平方メートル 平方メートル 平方メートル</p> <p>台 台 台 台 台 平方メートル</p>	<p>工種又は施設区分及び呼称単位は、このほかに木材製材施設装置に係る工種又は施設区分及び呼称単位による。</p>
		<p>木材集出荷販売施設</p> <p>木材集出荷販売施設装置</p> <p>はく皮装置 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物</p>	<p>棟 棟 棟 棟</p> <p>式 基 台 台 平方メートル 平方メートル 平方メートル 式 平方メートル</p>	

事業区分	事業種目	工種又は施設区分	呼称単位		備考
			A	B	
林業経営構造緊急対策事業	路網整備事業	林道開設	路線	メートル	

別表第2七の表を削り、別表第2を別表第7とする。

別表第1 林業構造改善推進事業の部、林業山村活性化林業構造改善事業の部、同表経営基盤強化林業構造改善事業の部1 担い手育成型林業構造改善事業の項(1) 経営体育成型林業構造改善事業の目経費の配分の変更の欄2 及び同目事業の内容の変更の欄2 並びに同項(2) 事業体育成型林業構造改善事業の目並びに同表地域林業経営確立林業構造改善事業の部1 地域林業経営集約化型林業構造改善事業の項(1) 事業費の目経費の配分の変更の欄2 及び同目事業の内容の変更の欄2、同部2 資源循環利用推進型林業構造改善事業の項並びに同部3 乾燥材供給体制緊急整備特別対策事業の項を削り、同表を別表第5とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第6 (第2条、第4条、第5条関係)

事業	経費	補助率	経費の配分の変更	事業の内容の変更
森林吸収源対策等関連施設緊急整備事業	1 事業費 市町村が森林吸収源対策等関連施設緊急整備事業計画に基づいて行う事業に要する経費及び市町村を除く事業主体が同計画に基づいて行う事業に要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	70/100以内	事業費総額に係る補助金の増減	事業主体の変更
2 附帯事務費	市町村が行う1の事業の実施の指導監督に要する経費	1/2以内	附帯事務費に係る補助金の増減	

別表第5の前に次の4表を加える。

別表第1 (第2条、第4条、第5条関係)

事業	経費	補助率	経費の配分の変更	事業の内容の変更
林業・木材産業構造改革推進事業	1 愛媛県林業・木材産業構造改革推進団体協議会費 愛媛県林業・木材産業構造改革推進団体協議会が行う林業・木材産業構造改革推進事業に関する協議会の運営に要する経費	10/10以内	事業費総額に係る補助金の増減	
2 市町村推進事業費	市町村及び一部事務組合が林業経営構造対策事業計画、木材産業構造改革事業計画又は地域林業経営集約化型林業構造改善事業計画に基づいて行う事業に要する経費	1/2以内	1 事業費総額に係る補助金の増減 2 別表第7の一に掲げる事業区分のそれぞれの経費間の30パーセントを超える増減	別表第7の一に掲げる事業種目の廃止

別表第2 (第2条、第4条、第5条関係)

事業	経費	補助率	経費の配分の変更	事業の内容の変更	
林業経営構造対策事業	1 事業費 市町村が林業経営構造対策事業計画に基づいて行う事業に要する(1)から(6)までの経費及び市町村を除く事業主体が同計画に基づいて行う事業に要する(1)から(6)までの経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	(1) 経営確立推進事業に要する経費 1/2以内 (2) 林業生産効率化事業に要する経費 ア イ及びウ以外の事業にあつては、1/2以内 イ 路網整備事業にあつては、70/100以内 ウ 効率化施設整備事業における機械及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内 (3) 経営安定化支援体制整備事業に要する経費 ア イ及びウ以外の事業にあつては、1/2以内 イ 地域産物活用施設整備事業における地域産物加工販売施設及び林産物展示販売施設の機械並びにこれらの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内 ウ 森林空間活用施設整備事業における簡易給排水施設(地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条の地震防災緊	1/2以内 同上 同上	事業費総額に係る補助金の増減 同上 同上	事業主体の変更 同上 同上

			急事業5箇年計画(以下「地震防災緊急事業5箇年計画」という。)に基づいて実施される事業における貯水槽を除く。)及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内		
	(4) 木質資源循環利用効率化事業に要する経費	ア イ以外の事業にあつては、1/2以内 イ 木材加工流通施設整備事業、森林バイオマス等活用施設整備事業及び需要拡大施設整備事業における機械及びこれらの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内	同上		同上
	(5) 林業経営条件整備事業に要する経費	ア イ及びウ以外の事業にあつては、1/2以内 イ 活動拠点施設整備事業における林業総合センター及びこれの附帯施設(建築する面積が300平方メートル以下のものを除く。)にあつては、次の計算式で求められる率(小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までとする。)以内(計算式) $\frac{\text{建築する面積が301平方メートルから1,000平方メートルまでの施設}}{300 \times 1/2 + (\text{建築する面積} - 300) \times 4/10}$ ウ 生活環境整備事業における山村広場施設及び集落水利施設(地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業における耐震性貯水槽及び貯水槽を除く。)並びにこれらの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内	同上		同上
	(6) 特認事業に要する経費	ア 経営的又は技術的に崭新な事業で当該事業実施市町村等の特色及び性格に即して林業経営の構造対策を図る上で特に必要なものにあつては、1/2以内 イ 別表第7の二に掲げる事業区分の各事業に準ずる事業であつて当該事業実施市町村等の特色及び性格に即して林業経営の構造対策を図る上で特に必要なものにあつては、原則として各事業に係る補助率と同様の補助率	同上		同上
2	附帯事務費 市町村が行う1の事業の実施の指導監督に要する経費	1/2以内	附帯事務費に係る補助金の増減		

別表第3(第2条、第4条、第5条関係)

事業	経費	補助率	経費の配分の変更	事業の内容の変更
木材産業構造改革事業	1 事業費 市町村が林業経営構造対策事業計画に基づいて行う事業に要する(1)から(3)までの経費及び市町村を除く事業主体が同計画に基づいて行う事業に要する(1)から(3)までの経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	(1) 経営確立推進事業に要する経費 1/2以内	事業費総額に係る補助金の増減	事業主体の変更
	(2) 木質資源循環利用効率化事業に要する経費	ア イからキまで以外の事業にあつては、1/2以内 イ 木材関連業者等の組織する団体が行う木材加工流通施設整備事業における施設及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、1/3以内 ウ 木材関連業者等の組織する団体を除く事業主体が行う木材加工流通施設整備事業における機械及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内 エ 木材関連業者等の組織する団体が行う森林バイオマス等活用施設整備事業における施設及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、1/3以内 オ 木材関連業者等の組織する団体を除く事業主体が行う森林バイオマス等活用施設整備事業における機械及びこれの附帯施設の	同上	同上

		整備を行う事業にあつては、4/10以内 カ 木材関連業者等の組織する団体が行う需要拡大施設整備事業における需要拡大促進施設の需要拡大促進施設装置及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内 キ 木材関連業者等の組織する団体を除く事業主体が行う需要拡大施設整備事業における機械及びこれの附帯施設の整備を行う事業にあつては、4/10以内		
	(3) 特認事業に要する経費	ア 経営的又は技術的にざん新な事業で当該事業実施市町村等の特色及び性格に即して林業経営の構造対策を図る上で特に必要なものにあつては、1/2以内 イ 別表第7の三に掲げる事業区分の各事業に準ずる事業であつて当該事業実施市町村等の特色及び性格に即して林業経営の構造対策を図る上で特に必要なものにあつては、原則として各事業に係る補助率と同様の補助率	同上	同上
2	附帯事務費 市町村が行う1の事業の実施の指導監督に要する経費	1/2以内	附帯事務費に係る補助金の増減	

別表第4 (第2条、第4条、第5条関係)

事業	経 費	補 助 率	経費の配分の変更	事業の内容の変更
しいたけ生産体制整備緊急対策事業	1 事業費 市町村がしいたけ生産体制整備緊急対策事業計画に基づいて行う事業に要する(1)及び(2)の経費並びに市町村を除く事業主体が同計画に基づいて行う事業に要する(1)及び(2)の経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	(1) 経営確立推進事業に要する経費 1/2以内 (2) しいたけ構造改革促進事業に要する経費 1/2以内	事業費総額に係る補助金の増減	事業主体の変更
	2 附帯事務費 市町村が行う1の事業の実施の指導監督に要する経費	1/2以内	同上	同上
			附帯事務費に係る補助金の増減	

様式第1号(A)中「愛媛県林業構造改善推進団体協議会長」を「愛媛県林業・木材産業構造改革推進団体協議会長」に改め、同様式(A)2中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 緊急経営指導

開催時期	開催場所	開催回数	指導内容

様式第1号(A)2中(6)の次に次のように加える。

(7) 費用対効果分析指導

開催時期	開催場所	開催回数	指導内容

様式第1号(A)3の表中

「 専任指導員費 」を	緊急経営指導費							に改め、同様
	専任指導員費							
	費用対効果分析指導費							

式(B)2注1中「別表第2」を「別表第7」に改める。

様式第5号(A)中「愛媛県林業構造改善推進団体協議会長」を「愛媛県林業・木材産業構造改革推進団体協議会長」に改め、同様式(A)4(1)の表中

「

専任指導員費				
--------	--	--	--	--

」を

緊急経営指導費				
専任指導員費				
費用対効果分析指導費				

に改め、同様式(A)4(3)の表

中 「

県補助率

」 を 「

県補助率
%

」 に改める。

--	--